

# CDIR Learning エンドユーザー使用許諾契約書

本エンドユーザー使用許諾契約書（以下「EULA」といいます。）の条項は、株式会社サイバーディフェンス研究所（以下「当社」といいます。）が提供する本ソフトウェア（第1条で定義します。）の提供条件等につき定めるものです。

本ソフトウェアの使用に際しては、本EULAの全文をお読みいただき、本EULAに同意した上で、本EULAに従って本ソフトウェアをご使用いただく必要があります。本ソフトウェアのダウンロード、インストールまたは使用によって、お客様は本EULAの条項に拘束されることに同意したこととなります。本EULAの条項に同意されない場合、当社は、お客様に本ソフトウェアのインストール、複製または使用のいずれも許諾できません。そのような場合、速やかに当社へご連絡の上、本ソフトウェアを返却または廃棄してください。また、当社は、本ソフトウェアを不正コピーその他の不正な手段により取得した者または本EULAに違反する態様で取得した者に対して、いかなる場合においても本ソフトウェアのインストール、複製または使用のいずれも許諾しません。

## ソフトウェアライセンス

本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他知的財産権に関する法律および条約によって保護されています。

本ソフトウェアは使用許諾されるもので、販売されるものではありません。

## 第1条（定義）

本EULAにおいて使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- 「エンドユーザー使用許諾契約」とは、本EULAを契約条件として当社との間で締結される、本ソフトウェアの使用許諾契約を意味します。
- 「本ソフトウェア」とは、当社が「CDIR Learning」の名称で提供する、本EULAとともに交付されるコンピュータソフトウェアおよび付属する電子データ並びにそれに関連した媒体、印刷物（マニュアルなどの文書）、および電子文書（電子的形態での提供コンテンツ）を含みます。
- 「使用者」とは、当社より受けた許諾に基づき本EULAの条件条項に従って、本ソフトウェアを使用する者をいいます。
- 「使用申込者」とは、自らにおいて本ソフトウェアを使用するために、または使用者に本ソフトウェアを使用させるために、本ソフトウェアの使用許諾申請を行う者を意味します。
- 「ライセンスファイル」とは、当社が使用申込者または使用者に対して発行する、本ソフトウェアの使用許諾ライセンスキーを記録した電子ファイルを意味します。
- 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- 「当社ウェブサイト」とは、本サービスに関連して当社が管理・運営し、使用者がアクセスするウェブサイトを意味します。

## 第2条（適用）

- 本EULAは、本ソフトウェアの提供条件並びに本ソフトウェアの使用に関する当社と使用申込者及び使用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、使用申込者および使用者と当社との間の本ソフトウェアの使用に関わる一切の關係に適用されます。

2. 本EULAの内容と、本EULA外における本ソフトウェアの説明等とが異なる場合は、本EULAの規定が優先して適用されるものとします。
3. 当社は本ソフトウェアに関し、本EULAのほか、使用申込者及び使用者のご使用にあたってのルール等を定めた個別規定（以下「個別規定」といいます。）を定めることがあります。個別規定はその名称のいかんに関わらず、本EULAの一部を構成するものとします。
4. 本EULAの定めが前項の個別規定の定めと矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の定めが優先されるものとします。

## 第3条（使用許諾内容）

---

使用申込者および使用者が本EULAの定めに従われることを条件として、当社は使用申込者および使用者に対し、以下の内容で本ソフトウェアを使用することを許諾します。

1. 使用申込者は、本EULAを遵守することに同意し、かつ使用申込者及び使用者に係る当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、使用者の使用許諾を申請することができます。
2. 当社は、使用者の登録の可否を判断し、当社が使用許諾を認める場合にはその旨を使用申込者に通知します。
3. 使用者の使用許諾は、前項に定める通知に基づき、使用申込者および使用者が本ソフトウェアを使用するための措置を講じ、当社が使用者に対してライセンスファイルを発行することで完了するものとします。
4. 登録事項については、使用申込者及び使用者自らが、それが正確であることや最新であることにつき責任を負うものとします。
5. 当社は、使用申込者及び使用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
  1. 当社に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
  2. 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
  3. 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして当社が判断した場合
  4. 当社との契約に違反した者、当社との契約に違反するおそれがある者またはその関係者であると当社が判断した場合
  5. その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

## 第4条（登録事項の変更）

---

使用申込者及び使用者は、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

## 第5条（ライセンスファイルの管理）

---

1. 使用申込者及び使用者は、自己の責任において、本ソフトウェアのライセンスファイルを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に使用させ、または貸与、譲渡、名義変更、共有、売買等をしてはならないものとします。
2. ライセンスファイルの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって、使用申込者、使用者自身、第三者または当社に生じた損害に関する責任は使用申込者及び使用者が負うものとします。

## 第6条（ライセンス購入代金及び支払方法）

---

1. 使用申込者は、本エンドユーザー使用許諾の対価として、別途当社が定めたライセンス購入代金を、当社が指定する支払方法により当社に支払うものとします。
2. 使用申込者がライセンス購入代金の支払を遅滞した場合、使用申込者は年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第7条（禁止事項）

---

1. 使用申込者及び使用者は、本ソフトウェアの使用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当するおそれのある行為をしてはなりません。
  1. 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
  2. 当社、本ソフトウェアの他の使用者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
  3. 公序良俗に反する行為
  4. 当社、本ソフトウェアの他の使用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
  5. 当社、本ソフトウェアに不利益または損害を与える行為
  6. 本ソフトウェアのコンテンツ、演習問題、演習データなど本ソフトウェアを構成する全ての情報または一部を第三者に開示または公表もしくは公開する行為
  7. 第三者に対して再使用权の設定、頒布、販売、譲渡またはライセンスファイル貸与等を行う行為
  8. 当社、他の使用者または第三者に成りすます行為
  9. 本ソフトウェアに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
  10. 本EULAまたは個別規定に違反する行為
  11. 不正な目的をもって本ソフトウェアを使用する行為
  12. リバースエンジニアリングの目的をもって、本ソフトウェアを逆コンパイルまたは逆アセンブルなど、ソースコードを解析しようとする行為
  13. 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
  14. 前各号の行為を試みる行為
  15. その他、当社が不適切と判断する行為
2. 使用者は、本ソフトウェアを通じて習得する知識と技術を使用して、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
  1. 法律、条例に違反する行為、または違反するおそれのある行為
  2. 当社、第三者または使用者が所属する組織の財産、権利、名誉、信用、プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  3. 当社、第三者または使用者が所属する組織に不利益または損害を与える行為、または与えるおそれのある行為
  4. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為

## 第8条（著作権）

---

1. 本ソフトウェア、および本ソフトウェアの複製物についての権原および著作権その他の知的財産権は当社が有します。本ソフトウェアには含まれていないが本ソフトウェアを使ってアクセスされるコンテンツについての権原および著作権その他の知的財産権は、各コンテンツ所有者に帰属し、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。本EULAは、そのようなコンテンツの使用権を許諾するものではありません。
2. 使用者は、本ソフトウェアにより表示されるコンテンツ、および本ソフトウェアに含まれる電子文書（電子的形態での提供コンテンツ）を印刷し、またはそれらの複製を利用して出版などを行うことはできません。ただし、自己使用する目的の範囲内に限り、印刷または複製をすることができます。

## 第9条（保証の否認及び免責）

---

1. 当社は、本ソフトウェアが使用申込者または使用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、使用申込者または使用者による本ソフトウェアの使用が使用者に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に使用できること、及び不具合が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証するものではありません。
2. 当社は、本ソフトウェアに関して使用申込者または使用者が被った損害の合計につき、使用申込者が第6条に基づき当社に支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、直接かつ現実に生じた通常の損害のみを賠償する責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害（当社または使用申込者もしくは使用者が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）、付随的損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
3. 当社は、使用申込者または使用者による本ソフトウェアの使用において、次の各号の事由により使用申込者またはユーザーになんらかの支障が出た場合でも、直接的、間接的な損害にかかわらず、使用申込者または使用者の一切の損害についてその責を負わないものとします。
  1. 当社が提示する本ソフトウェアの使用に係る推奨環境以外の環境を用いることで本ソフトウェアを使用できない場合
  2. 使用申込者または使用者が使用するコンピューターのハードウェアまたはソフトウェアなどの故障、スペックや状態、使用者が使用するネットワークの問題により、本ソフトウェアを使用できない場合
  3. 使用申込者または使用者が使用するコンピューターの時刻や言語など、使用者の設定不備に起因して使用できない場合
  4. 使用申込者または使用者が使用する他のソフトウェアの影響で本ソフトウェアを使用できないもしくは快適に使用できない場合
4. 当社は、本ソフトウェアに関して、使用申込者または使用者と他の使用申込者もしくは他の使用者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

## 第10条（秘密保持）

---

使用申込者及び使用者は、本ソフトウェアに関連して当社が使用申込者及び使用者に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとします。

## 第11条（使用申込者および使用者情報の取扱い）

---

当社は、本ソフトウェアの使用によって当社が取得する使用申込者および使用者の使用者情報の取扱いについては、CDIR Learning プライバシーポリシーの定めによるものとし、使用申込者及び使用者はこのプライバシーポリシーに従って当社が使用者の使用者情報を取扱うことについて同意するものとします。

## 第12条（本EULA等の変更）

---

当社は、当社が必要と認めた場合は、本EULAを変更できるものとします。本EULAを変更する場合、本EULAの変更が効力を生じるまでの間、変更後の本EULAの施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または使用申込者及び使用者に通知します。但し、法令上使用申込者及び使用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で使用申込者及び使用者の同意を得るものとします。なお、本EULAの変更後、本ソフトウェアの使用を開始した場合には、使用申込者及び使用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

## 第13条（連絡／通知）

- 本ソフトウェアに関する問い合わせその他使用申込者及び使用者から当社に対する連絡または通知、及び本EULAの変更に関する通知その他当社から使用者に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。
- 当社が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、使用者は当該連絡または通知を受領したものとみなします。

## 第14条（ソフトウェア使用契約上の地位の譲渡等）

- 使用申込者および使用者は、当社の書面による事前の承諾なく、エンドユーザー使用許諾契約、本EULA及び個別規定上の地位または本EULAに基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- 当社は本ソフトウェアにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いエンドユーザー使用許諾契約、本EULA及び個別規定上の地位、本EULAに基づく権利及び義務並びに使用者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、使用申込者及び使用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

## 第15条（使用許諾契約の有効期間）

- 当社から使用者に対する本ソフトウェアの使用許諾は、本EULAの前文の記載に従い、使用者が本EULAの条項に同意されたものとみなされる時点から効力が生じます。
- 使用者が本EULAのいずれかの条項に違反したとき、当社から使用者に対する本ソフトウェアの使用許諾は、何らの通知、催告なしに直ちに将来に向かって効力を失います。その場合、使用者は速やかに本ソフトウェアおよびライセンスファイル、並びに第8条に基づき作成された複製物を破棄するものとします。

## 第16条（分離可能性）

本EULAのいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本EULAの残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第17条（準拠法及び管轄裁判所）

- 本EULA及びエンドユーザー使用許諾契約の準拠法は日本法とします。
- 本EULAまたはエンドユーザー使用許諾契約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2023年12月21日制定】